

# 逗子市立 久木中学校防災計画

(平成30年度)

# 学校防災計画目次

- 1 学校防災組織
- 2 災害各論
  - 2-1 地震（津波）
    - 2-1-1 地震警戒宣言
  - 2-2 火山
  - 2-3 風水害
  - 2-4 火災
    - 2-4-1 消火器・消火栓配置図
  - 2-5 放射性物質災害
  - 2-6 不審者
    - 2-6-1 学校における不審者緊急対応
    - 2-6-2 不審者侵入事件の指揮系統
    - 2-6-3 不審者侵入時の対応
    - 2-6-4 緊急時（事故発生時）直後の生徒の安全確保
  - 2-7 雷
  - 2-8 光化学スモッグ
- 3 心のケア対応
- 4 避難計画 集団下校時解散場所
- 5 安全点検 施設、設備等の点検・整備 防災用具等の整備
  - 5-1 校内の安全を守る設備類
  - 5-2 防災用具等の整備
  - 5-3 通報の台本
- 6 防災教育
- 7 教職員研修
- 8 防災教育資料

## 1 学校防災組織

本校には防災対策委員会を設置する。

委員長は教頭とし、以下 教諭を委員とする。

地域防災計画については「久小地区避難所準備委員会」の定めるものとする。

### 1-1 防災隊の組織と役割

隊長	副隊長	安全指導班	生徒の安全を確保する
		連絡通報班	校外への連絡と通報
		避難誘導班	生徒の避難誘導の指示
		消火工作班	消火並びに被害拡大の防止
校長	教頭	救護班	生徒の救護
		搬出班	重要書類 物品の搬出
<p>※学級担任・教科担任が中心となり生徒を避難誘導 担任外は各階・各教室の確認          安全指導班は災害発生後、直ちに救護班と合流して、救護活動に当たる。          避難誘導班は任務終了後、直ちに消火工作班と合流し、消火活動に当たる。</p>			

### 1-2 災害時役割分担

平成 30 年度 避難所開設時 災害時役割分担表

役割	内容
指揮	職員の指揮・監督、マスコミ対応
渉外	県・市・ボランティア団体・自治会・防災組織との連絡調整
受付・記録	人数の把握、避難住民の入退場者名簿の作成、諸記録の作成
救援物資・食料品 衣料品	救援物資・衣料品・食料品の受け入れ・配分・管理
住居	テント、毛布、布団、暖房等
生活	生活のきまり、生活班づくり、教室使用割り当て、レクリエーション・体操などの実施
医務・保健・安全	傷病人の応急手当、日常の初歩的対応
ごみ処理・清掃	水汲み、消毒、清掃、洗濯、洗顔等
トイレ	トイレの設置・管理
全体記録	全体的な記録
広報	生活情報の提供、案内、尋ね人の対応等
放送電話郵便通信	電話を受ける、(メモをとる、取り次ぎはしない)

## 2 災害各論

学校を取り巻く自然災害等は各種ある。その災害に応じて取り得る対応は異なる。災害ごとに項目立てして、対応を考える。

### 2-1 地震(津波)

#### ■地震への対応

##### ①地震であることの伝達

校内放送で「地震です。生徒は机の下に頭部をいれなさい」を繰り返す。

##### ②揺れが収まったら、放送の指示で一時中校庭の中央部に避難させる。→点呼

この間、管理職は地震についての情報を得ておき、津波の有無についての判断をする。

##### ③学校以外の避難場所へ移動する状況の場合には、学校長の指示の下に避難する。

#### 《避難誘導の留意事項》

生徒等の避難誘導にあたっては、予め定められた避難経路の安全を確認しながら、校内の指定場所へ生徒等の安全確保を最優先にして誘導する。

##### ① 教職員は、生徒に対して明確な指示をする。

##### ② 「お・か・し・も（押すな、かけるな、しゃべるな、もどるな）」を合い言葉として 生徒を掌握する。

##### ③ 心身に障害のある生徒の安全確保を優先して誘導する。

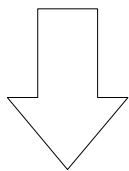
##### ④ 休み時間中は、生徒が校庭や教室に分散しているので、校庭の生徒を掌握しつつ、校内の生徒等の避難誘導を図る。

##### ⑤ 避難時に必要な品物をまとめておき、避難場所に持って行く。

(ホイッスル、ハンドマイク、学校用携帯電話)

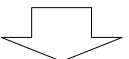
#### ■ 地震発生、そのとき、学校ではどのように行動したらよいのでしょうか？

地震発生



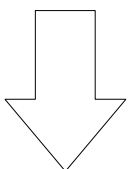
- ・まず、身を守る（机の下へ）
- ・すばやく火の始末（ガスの元栓、コンセント）
- ・避難口の確保（ドア、窓を開ける あわてて飛び出さない）
- ・もう一度火元の確認
- ・周囲の人、友達、は無事か

揺れがおさまった！



余震に注意

- ・危険があればすぐ避難→放送に注意、指示された場所へ
- ・体を守る（ヘルメット、防災ずきん、靴）
- ・周囲に注意（屋根瓦、ブロック塀など）
- ・火災は？・・・ 燃えている→消火器、バケツリレー
- ・けが人、行方不明者はいないか？→救出、救護
- ・ラジオをつける



情報確認

- ・市役所、消防、警察の情報（正しい情報を！入手する）
- ・皆で協力（災害弱者の安全確保、初期消火、救出、救護）

## ■大規模地震が発生した場合

	在宅時	登下校中	在校時
震度5弱以上 津波警報	臨時休校	安全を確保し、最寄りの公園や空き地など、安全な場所に避難します。 揺れがおさまったら、安全を確保し、学校か自宅か近い方に避難します。 津波警報が発令された場合は、直ちに近隣の安全な高台に避難します。 (家庭で避難場所を決めておきましょう)	保護者引き渡し、それ以外は学校待機を原則とします。津波警報・大津波警報が発令された場合は、状況に応じて校舎の上層階や安全な高台に避難します。事前に決めておいた引き渡しの方法に従って保護者に引き渡しを実施します。
震度5強以上 大津波警報			

### 2-1-1 地震警戒宣言

#### ■東海地震予知情報

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報です。東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表します。地震災害警戒本部が設置されます。住民は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい。

#### ■東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報です。東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます。必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます。救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます。住民は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい。

## ■学校の対応

	在宅時	登下校中	在校時
注意情報	<b>臨時休校</b>	<b>原則帰宅します。</b> 状況に応じて学校または近くの避難場所に避難する等安全対応を図ります。	原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと集団下校等を実施します。
予知情報			保護者引き渡し、それ以外は学校待機を原則とします。

### 2-2 火山灰

国は、噴火の状況等に関する専門的な判断に基づき、周辺地域を以下のゾーンに区分する。(神奈川県は第1次ゾーンから第4次ゾーンには該当しない。)

#### ※ 第5次ゾーン

現状で想定される最大規模の噴火でも、流下物による危険のおそれはないが、降下物による影響の及ぶ可能性がある。

##### ・降下物危険ゾーン

大量の火山灰等の堆積により、堅固でない建物が崩壊する可能性がある範囲 (30 cm以上の火山灰、火山れき等が降下する領域)

##### ・降下物注意ゾーン

火山れき等により屋外の人に危険が及ぶ可能性がある範囲 (火山灰とともに直径数 cmの火山れき等が降下する領域)

## ■被害想定

神奈川県内は、富士山噴火時における避難対策の第5次ゾーンに位置付けられており、風向きによっては2 cm以上の降灰が予想されている。

## ■防災知識の普及 〈降灰による影響〉

- ・火山灰を吸い込むと、ただちに生命に危険を及ぼすことはないが、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなど、健康被害の恐れがある。
- ・屋根に堆積した火山灰の重みにより、木造建築物等が倒壊する可能性があるため、除灰するか堅牢な建物への避難が必要になる。特に、降水により水分を含んだ場合は倒壊の可能性が高まる。
- ・降灰後の降水により、土石流の発生の可能性が高まる。
- ・河川の上流域で多量の降灰があった場合、支流や溪流からの土砂の流入により本川河道の河床が上昇するため、洪水の危険性が高まる。
- ・堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、状況によってはその影響が広い範囲に及ぶ。

## 2-3 風水害

### ■ 風水害時の対応

①〔暴風警報+大雨警報〕又は〔暴風警報+大雪警報〕 暴風特別警報+大雨特別警報  
暴風特別警報+大雪特別警報 暴風雪特別警報 発令の場合

警報内容	状 況	学 校	各 家 庭
●神奈川県東部、三浦半島、逗子市に、次の警報が発令されているとき	午前 6 時半現在、テレビ・ラジオ・気象情報（気象庁ホームページ・177）で、左記の警報が発令されている場合	臨時休校（連絡網はまわしません。）	登校させないで下さい。
◇暴風警報 +大雨警報 ◇暴風警報 +大雪警報 ◇暴風特別警報+ 大雨特別警報 ◇暴風特別警報+ 大雪特別警報 ◇暴風雪特別警報	在校時にテレビ・ラジオ・気象情報（気象庁ホームページ・177）で、左記の警報が発令された場合。	警報解除後もしくは適切な時機に学区の状況を及び通学路の安全を確認し、教育委員会と校長会の協議に基づき、引き渡し、一斉下校のいずれかの対応を図ります。	引き渡し又は一斉下校の場合は緊急連絡網やその他の方法で家庭へ連絡します。 地域状況や通学路の安全を考慮してご家庭の判断で早退させる場合は、中学生については保護者の方から学校にご連絡を下さい。なお、この場合は早退になりません。下校が困難な生徒は安全確保のため学校待機とします。

② その他の警報や注意報の発令の場合

発令内容	状 況	学 校	自 宅
神奈川県東部、三浦半島、逗子市に、その他の警報や注意報の発令されているとき	登校前にテレビ・ラジオ気象情報（気象庁ホームページ・177）で、左記の警報や注意予報が発令されている場合	<b>通常通り授業実施</b>	地域状況や通学路の安全を考慮してご家庭の判断で遅刻・欠席する場合は学校へ連絡して下さい。この場合は欠席等にはなりません。
	在校時にテレビ・ラジオ・気象情報（気象庁ホームページ・177）で、左記の警報や注意予報が発令された場合	学校において、授業の継続、引き渡し又は一斉下校のいずれかの対応を判断します。	引き渡し又は一斉下校の場合は、緊急連絡網やその他の方法で家庭へ連絡します。 地域状況や通学路の安全を考慮してご家庭の判断で早退させる場合は、中学生については保護者の方から学校にご連絡を下さい。この場合は早退になりません。なお、下校が困難な生徒は安全確保のため学校待機とします。

## 2-4 火災

### ■火災時の対応

- ①合図の方法 非常ベルを押して、火災を全校舎に伝達する。  
同時に校内放送を実施して避難の開始を促す。  
この際、火災現場に近い階段を通らず避難させる。
- ②「119番通報」の実施 職員は電話で通報する。  
指令センター 「火事ですか 救急ですか」  
本校 「火災です。」「こちらは逗子市立久木中学校です。調理室より出火しました。  
至急出動をお願いします。」
- ③消火工作活動班は延焼防止作業にあたる。

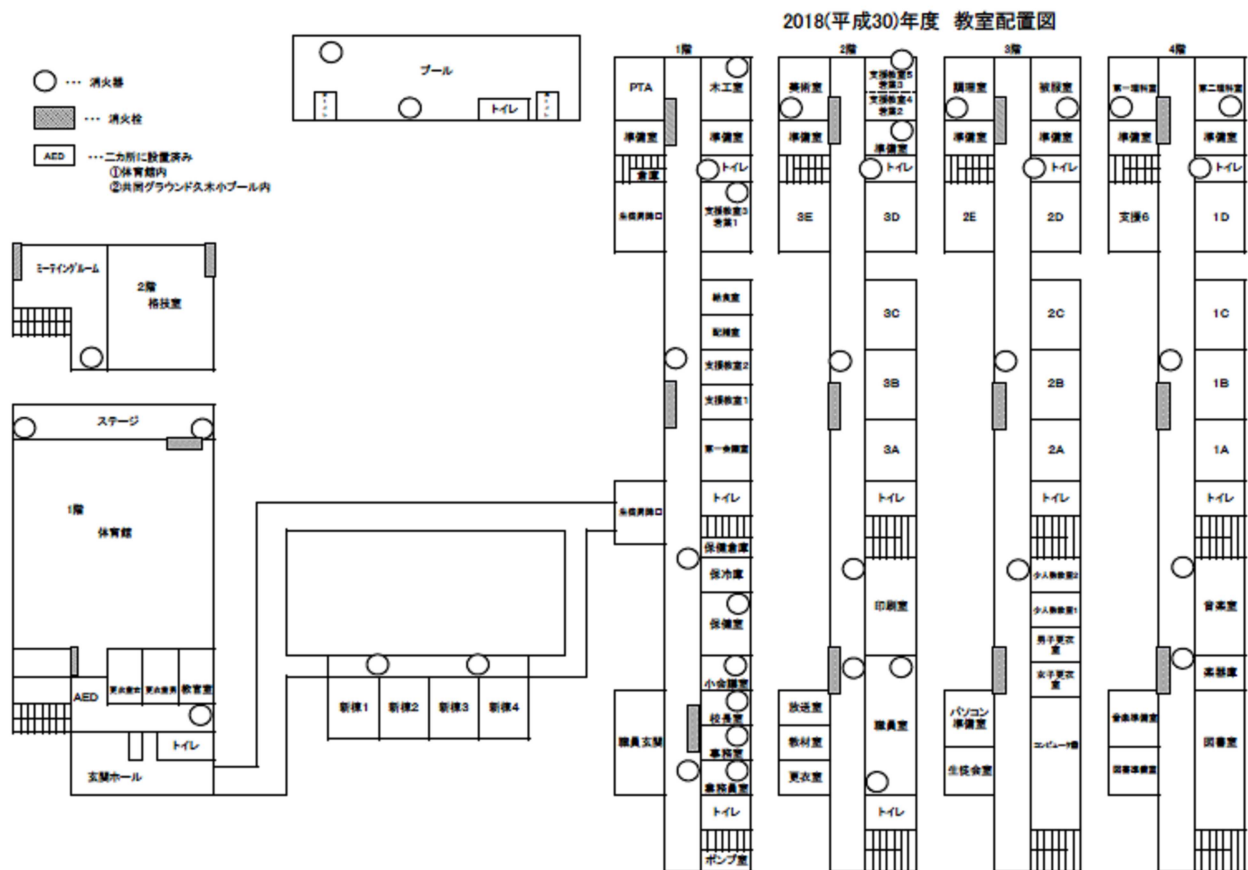
※共同グラウンドにも連絡をして、避難場所に避難誘導する。

#### 避難誘導の留意事項

- ・教職員は、生徒に対して明確な指示をする。
- ・「お・か・し・も（押すな、かけるな、しゃべるな、もどるな）」を合い言葉として生徒を掌握する。
- ・心身に障害のある生徒の安全確保を優先して誘導する。
- ・休み時間中は、生徒が校庭や教室に分散しているので、校庭の生徒を掌握しつつ、校内の生徒等の避難誘導を図る。
- ・校舎の被害状況によっては、予定のルートでの避難誘導が困難となることもあるので、安全を確保できるルートに変更して誘導する。
- ・避難時に必要な品物をまとめておき、避難場所に持って行く。  
(ホイッスル、ハンドマイク、学校用携帯電話)



## 2-4-1 消火器・消火栓配置図



## 2-5 放射性物質災害

原子力災害は、本校が原因となることはない。しかし、情報の収集とその指示によって、全校で避難すべき場合や屋内避難となる可能性がある。そこで十分な情報収集と逗子市防災課と逗子市教育委員会との連携が必要になってくる。

### ■逗子市がとる広報手段

- ・ 放送機関への放送要請による広報
- ・ 報道機関を通じての広報
- ・ 防災行政無線の同報無線による広報
- ・ 広報車等による広報

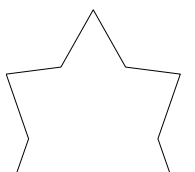
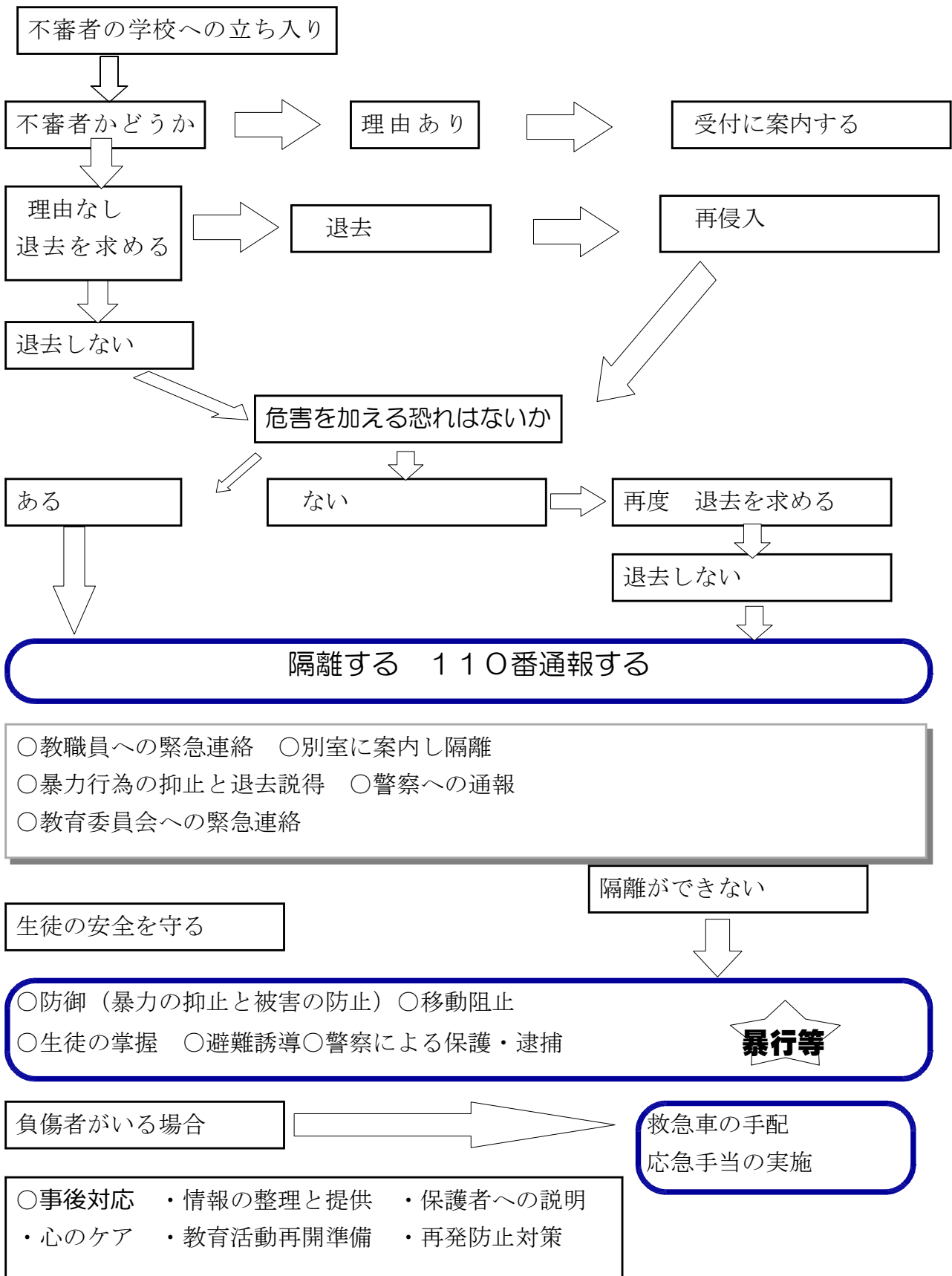
### ■ 広報の内容

- ・ 災害等の状況及び今後の予測
- ・ 被害状況と応急対策の実施状況
- ・ 避難場所、避難方法
- ・ 市民のとるべき措置及び注意事項

情報収集を密にして、正確な判断をする。

## 2-6 不審者への対応

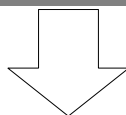
### 2-6-1 学校における不審者緊急対応



## 2-6-2不審者侵入事件の指揮系統

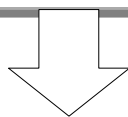
### 発見者のとる行動

近くの職員への通報、協力要請  
加害行動の制止、周囲の生徒への対応  
負傷した生徒への対応、状況確認、救護措置



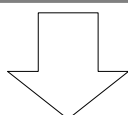
### 通報を受けた職員の対応

校長（本部長）→全体の総括、情報収集、情報発信、方針決定、外部連絡・通報指示  
生徒対応班 →分掌2 安全確認、指示、不安の払拭  
避難誘導班 →分掌3 負傷者の有無確認、安全な避難誘導  
救護班 →分掌1 負傷者の救護  
保護者対応班 →総務 生徒の保護者への安全な引き渡し



### 事故の通報先

消防署（救急） 警察署



### 事故の連絡先

逗子市教育委員会 学校教育課 教育総務課  
湘南三浦教育事務所 県教委  
保護者

### 2-6-3 不審者侵入時の対応

#### 緊急放送（不審者侵入）

「ただいま〇年〇組に△△が侵入しました。」

「生徒は先生の指示に従って安全確保につとめて下さい。」

#### ①生徒の安全確保

- ・生徒の避難誘導・安全確保を最優先とする。
- ・連絡を受けた者は、早急に周囲に危険を知らせる。
- ・収集した情報は本部に一元化し、事態を正確に把握する。
- ・本部の指示のもとに対応に当たる。
- ・記録は必ずとり、時刻を記録しておく。
- ・速やかに警察・消防・教育委員会その他関係機関に連絡する。

#### ②避難・誘導・救護・引き渡し

- ・救護担当者は被害を受けた者の状態を確認し、応急処置後、医療機関、管理職、保護者へ連絡する。
- ・安全な場所へ生徒を誘導し、保護する。
- ・本部からの指示により状況を把握し、安全確認後、保護者に引き渡す。

#### ③指示・対応

- ・本部は指示系統の要として、全ての情報を集約する。
- ・緊急職員会議を開き、全職員に情報を伝達し、役割分担の確認・対応方法の指示と最新情報に基づいた共通理解を図る。
- ・本部は、警察・消防・教育委員会・PTA・地域諸団体の窓口となる。

### 2-6-4 緊急時(事故発生時)直後の生徒の安全確保

#### ①生徒のメンタルケア

- ・担任・養護教諭・うるおいフレンド・スクールカウンセラーが連携をとりながら、生徒の心身への影響を把握し、心のケアに当たる。
- ・家庭訪問等を行い、保護者とともに生徒の状況について共通理解を図り、メンタルケアの専門機関への連絡をとる等、健康相談活動を行う。
- ・適宜、職員会議を開き、状況の把握と生徒の心身への影響や対応策について共通理解を図る。

#### ②保護者への報告

- ・早急に保護者会を開き、「事件についての報告」「心のケアを含めた生徒との対応」等の説明を行う。
- ・家庭との連携を図りながら、生徒の状況を把握し、対応を図る。

## 2-7 雷への対応

■発達した積乱雲がもたらす落雷や竜巻等突風については、局地的な短時間の現象であり、場所と時間を特定した予測が困難です。屋外での教育活動においては、指導者は、随時に気象情報を確認することで、落雷や竜巻等突風、急な大雨の危険性を認識するとともに、天候の急変などの場合には躊躇することなく計画変更・中断・中止等の適切な措置を講ずることによって、児童生徒等の安全を確保することが大切です。

### ①事前にわかる現象

- ・雷注意報の発表。
- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨や雹（ひょう）が降り出す。
- ・近くに雷が落ちる。

### ②対応と指導

- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりした場合は速やかに屋内に避難させる。  
(雷鳴が遠くても雷雲はすぐ近づいてくる。また雨が降っていなくても落雷はある。)
- ・校庭やプールでの活動、平地でのハイキング等、近くに高いものがない場所での活動の場合は特に注意し、速やかに活動を中止し、屋内に避難させる。

## 2-8 光化学スモッグ

### ■原因

光化学スモッグとは、自動車の排気ガスや工場の煤煙などに含まれる炭化水素・窒素酸化物が、大気中で太陽の強い紫外線をうけ光化学反応をおこし、その時にできた『光化学オキシダント』により、大気中が白くモヤがかかった状態になることをいいます。そして、光化学オキシダントが、ある濃度をこえると人体に悪い影響をあたえるため、問題とされています。学校における被害を未然に極力防止するため、校内での安全管理と安全対策について、全職員の共通理解を図る。

### ①光化学スモッグの発生時期と発生条件

- ア 4月～10月（特に6月～8月）
- イ 最高気温25度以上の日
- ウ 風が弱く日差しが強い日、または曇りで蒸し暑い日

### ②緊急時発令

光化学スモッグ注意報または警報の発令があった場合は、市教委・学校教育課より、学校ファックス連絡網で各校に連絡が入ります。

### ③発令に伴う学校内の対応

#### {注意報}

<授業中> 保健体育など屋外で授業を行っている職員へは、直ちに連絡し、生徒の

健康状態を十分把握し、過激な運動を避けるよう伝える。

＜昼休み・放課後・部活動中＞

校長・教頭または連絡を受けた職員は、放送にて“注意報発令”を知らせる。また、部活顧問は生徒に状況を説明し、健康状態に気をくばり体調不良者がでた場合は直ちに連絡するよう指示する。（屋外で運動を行う場合は、生徒の健康状態を十分把握し過激な運動は避ける。）

### [警報]

“注意報発令”時と同様の対応を行うと共に、屋外・屋内を問わず過激な運動は中止させる。被害が予想されるときは、速やかに生徒を校舎内に避難させたり、風向きを考慮し窓やカーテンを閉める。

#### ④被害発生の際の救急措置

- ・ 軽症者の措置

目・のど・鼻などの粘膜刺激のため、痛みを生じた場合は直ちに校内に避難させ、水道水で洗眼・うがいをさせる。

- ・ 重症者の措置

手足のしびれ・呼吸困難・けいれん・意識障害などの重い症状が出た場合は、安静にして学校医などの指示を受ける。状況によっては医療機関に移送し、専門的な診療を受ける。

- ・ 被害を受けやすい要注意生徒

呼吸器疾患（喘息など）・眼疾患（結膜炎など）・アレルギー-体質・甲状腺機能亢進症（バセドウ氏病）などのある生徒には、特に留意し活動にあたらせる。

#### ⑤被害発生状況の報告

被害が発生した場合、校長・教頭は、直ちに電話で概況を市教委・学校教育課へ連絡する。

#### ⑥被害状況の報告事項

- ・ 発生日時 ・ 発生場所 ・ 被害発生までの状況
- ・ 被害の内容及び人員 ・ 処置の状況 ・ その他

### 3 心のケア対応

#### ■災害と生徒への心理的影響

- ①平成7年1月の阪神・淡路大震災以降、災害とトラウマ(心的外傷)の関係が注目され始めた。大きな災害や事故の体験は大きなストレスを引き起こす。それは、災害や事故が、生徒に対して、生徒自身の生命の危険をもたらしたり、家族や友達の生命が失われる悲惨な場面を目撃するなど日常生活とあまりにもかけ離れた体験を強いるからである。
- ②辛い状況を乗り越える方法を経験から学んでいる大人にとっても対処困難な出来事に生徒が直面した場合の対応については、大人自身の心理的な影響が大きく、生徒にどう対処したらいいのかわからなくなることは想像に難くない。実際、災害の後、数年間にわたって、被災の時の心理的なストレスが生徒の生活上の様々な側面に影響を及ぼすことが、阪神淡路大震災や新潟県中越地震の場合についても、報告されている。

#### ■心のケアの意義

- ①心のケアとは、一般的には危機的事態に遭遇したために発生する心身の健康に関する様々な問題を予防すること、また、その回復を支援する活動の総称である。
- ②心のケアでは、急性ストレス反応に対応したり、外傷後ストレス障害の発症を予防することが重要な課題となるが、危機的事態に遭遇した人々の様々なストレス反応や精神的な混乱からの回復、喪失体験の克服や生活再建への心理的援助なども含まれる。
- ③心のケアは、人間が本来もつ治癒力・回復力を引き出すことに主眼がおかれ、身体的・精神的・生活的な問題の解決を支援し、肯定的な生活や人生が送れることを目指す。

#### ■心のケアと学校の役割

- ①自分を取り巻くそれまでの生活環境などが急激に変化することを体験した生徒にとって、学校はそれまでの日常とのつながりを感じさせてくれる大切な場所であり、安心感・安全感を与えてくれる場所である。そのため、生徒が生活時間の多くを過ごす学校の果たす役割は重要である。
- ②生徒が大震災後の辛い時期を乗り越えるために、学校の教職員や保護者、周囲の大人が心のケアについて正しい知識を持ち、生徒の傷ついた心を理解し、適切な対応をしていくことが、生徒自身の自己回復力を支援することになる。そうした力に支えられて、生徒は、少しずつもとの状態にもどっていくことができるのである。
- ③学校は、生徒の心のケアに関する情報をあらかじめ収集し、防災対策の一環として、教職員の心のケア研修の実施など対策を準備しておく。また、震災時には、教職員が個々の生徒に対して適切に対応するとともに、保護者にも心のケアに関する適切な情報を伝えることなどによって、学校・家庭・地域が連携して、生徒の心理的支援を行う。また、学外の専門機関、医療機関等と連携を密にするなど、災害後の生徒を支えてくれる人々のネットワークを築く工夫を図ることも大切である。

## ■災害時における中学生の心のケアの基本的理解

不安や緊張が強く、イライラして攻撃的、反抗的となったり、うつ状態でひきこもりを示したりする。仲間との関係を大切にしている年頃であるのに、孤立したり、友達との交流を避けたりする傾向が見られるようになる。

## ■ 特徴的な症状（例）

### 退行現象

- 保護者の気を引こうとして、弟や妹を思いやる気持ちが薄れる。
- 手伝い等、それまでできていたことができなくなる。
- 落ち着いていた生徒の落ち着きがなくなり、物事に集中できなくなる。

### 生理的反応

- 頭痛や腹痛を訴える。
- 食欲が低下したり、反対に食べ過ぎたりする。
- 便秘や下痢を生じやすくなる。
- 皮膚や目がかゆくなる。
- 寝つきが悪かったり、夜間途中で何度も目が覚めたり、反対に日中でも眠くて寝てばかりいる。

### 情緒的・行動的反応

- 仲間とのつきあいを嫌がる。
- イライラしやすく、ちょっとしたことで激怒し、物を壊したり、投げたり粗暴となったりする。
- それまで好きだった趣味や遊びに興味を失う。
- 感情が抑うつ的になり、悲しくなったり、涙もろくなったりする。
- 反社会的行動(嘘をつく、盗む、暴力を振るう等)が見られるようになる。

## ■ 対応のポイント

- 必ず元の状態に戻ることを子どもに伝え、安心させる。
- 落ち込んでいる子どもには、教師や友達が支援しているという姿勢を伝える。
- 学級等の集団での話し合いの時間を作り、それぞれの子どもがどのような心理状態にあるかについて、相互理解を図り、または深める。
- 勉強や手伝いができなくなっても、しばらくの間は静観する。
- 家事や地域の復興活動、再建活動にできるだけ参加し、手伝うように支援する。
- 友達と楽しく遊んだり、話し合ったりするように言葉かけをする。
- 意欲の低下や反抗的な行動傾向に対して、学校と家庭が連携し長期的展望に立って生活上のアドバイスをする。

## ■ 心のケアにあたる際の基本的な姿勢

①災害後の生徒と接する時、教職員が気をつけることは次のような点である。

- ・ 大人・教職員自身が落ち着いていること



- ・ 子どもの話をしっかり聞く
- ・ 正確な情報を伝える
- ・ 身体の手当てをする
- ・ ひとりぼっちにしない
- ・ 子どもを叱らない
- ・ ふだんの生活を取り戻す

②また、話を聞く姿勢として、次の点に留意する。

- ・ よく耳を傾ける
- ・ 聞くための十分な時間をつくる  
～腰を据えて、じっくり話を聞くことが大切
- ・ 相手の立場に立ち、共感を持って対応する
- ・ 声の調子に気をつける  
～声の高さや大きさは、話し手の心理的・精神的な態度を表現する。

相手に不快感を与えないように注意することが大切

- ・ 問題の原因を決めつけないようにする
- ・ 一番つらいのは、本人であることを受け入れる

担任・養護教諭・うるおいフレンド・教育相談CD・スクールカウンセラーが連携をとりながら、生徒の心身への影響を把握し、心のケアに当たる。

#### 4 避難計画

避難すべき事故が発生した際、避難する基本的な場所は次の通りとする。

災害名	災害時に基本的に避難する場所	備考
地震	中校庭 中央部	建物の損傷状況により屋内に点呼後戻る
津波	教室棟 3, 4階部分	雨天でなければ屋上も利用
火山	教室棟	
風水害	屋内	
火災	中校庭 中央部	
放射性物質	屋内 または 屋外	教育委員会の指示通り
不審者	中校庭	
雷	屋内	
光化学スモッグ	屋内	

※本校の避難所としての機能 津波一時避難場所（建物）、風水害等避難所、震災時避難所 全ての災害時に避難所となる施設

久木中学校 神奈川県逗子市久木 7-2-1 北緯 35.3055989 東経 139.578685

風水害等避難所は地域管理の避難所が先に開設されます。

#### 4-1 集団下校時解散場所

	地区名	住所	集団下校時の解散場所
1	久木東	久木2・6・7丁目	久木中学校正門前
2	久木南	久木1・3丁目	久木中学校正門前
3	久木西	久木4丁目	菊池タクシー横信号
4	ハイランドA	久木8丁目1～10	風の丘公園
5	ハイランドB	久木8丁目11以降	風の丘公園
6	久木北	久木5・9丁目	妙光寺山門前
7	山の根A	山の根1・2丁目	久木トンネル出口
8	山の根B	山の根3丁目	久木トンネル出口
9	新宿A	新宿2・3丁目	双葉会館前
10	新宿B	新宿4・5丁目	菊池タクシー横信号
11	小坪南	小坪3・4丁目	菊池タクシー横信号
12	亀ヶ岡1	小坪1-1～15・2丁目	菊池タクシー横信号
13	亀ヶ岡2	小坪1-16～33	菊池タクシー横信号
14	小坪西	小坪5～7丁目	菊池タクシー横信号
15	逗子	逗子1～7丁目	ファミリーマート前
16	若葉・学区外	特別支援学級在籍の生徒 及び学区外	若葉教室 久木中学校正門前

#### 5 安全点検 施設、設備等の点検・整備 防災用具等の整備

安全点検表			担当									先生	各項目についての異常、破損の有無を確認して 自分で修理出来ない箇所の状況を記入して下さい。						
点検項目	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月								
教室	黒板(前/後)																		
	スピーカー、時計																		
	生徒用机、イス																		
	教卓																		
	天井、床																		
	窓(外側、廊下側)																		
	テレビ(本体、台)																		
	蛍光灯器具																		
	カーテン																		
	ロッカー																		
	ゴミ箱																		
	清掃用具箱																		
	スイッチ、コンセント																		
廊下	蛍光灯																		
	天井、床																		
	壁面、雑巾掛け																		
	傘立て																		
	消し機、錠口、排水口 窓(特、窓枠の金具)																		
準備室	スイッチ																		
	ドア(ガラス)																		
	窓(特、窓枠の金具)																		
	天井、床 壁面、整理棚 蛍光灯																		
その他	何か要望があれば記入して下さい。																		

## ■安全点検の実施


毎月の月末に定期的に安全点検を実施し、結果を集約・報告することで、校内設備の毀損の確認を行い、安全の保持につとめる。

### 5-1 校内の安全を守る設備類

校内には安全を守るための各種機器がそろえられています。簡単な説明をしておきます。

番号	品名	番号	品名
1	消火器	7	防災行政無線受令機
2	消火栓	8	防災倉庫
3	火災報知器	9	非常用飲料水タンク
4	防火シャッター(防火扉)	10	イエデンワ
5	非常用通報装置	11	さすまた
6	MCA 無線機		

#### 5-1-1 消火器

	<p>文字通り、火を消すためのもの。学校に設置されているのは総重量 5 キログラム程度のもので、レバーを握ると中から粉が出ます。(噴出時間は 14 秒程度)</p> <p>校内には 60 本近くあります。</p> <p>有効期限は 5 年です。外見から見てグリップのピンを抜かれてしまうことがあります。</p> <p>番号と場所のシールを貼りました。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

久木中学校消火器設置場所一覽

番号	分類	設置場所	製造年	製造番号	詰替年月	火元責任者
1	校舎棟	4階 楽器保管庫前	2010	22655		音楽科主任
2	校舎棟	4階 音楽室前	2006	67249		音楽科主任
3	校舎棟	4階 第一理科準備室内	2013	8984		理科主任
4	校舎棟	4階 第一理科室室内	2006	67196		理科主任
5	校舎棟	4階 第二理科室室内	2006	67185		理科主任
6	校舎棟	4階 第二理科準備室内	2013	67812		理科主任
7	校舎棟	4階 B棟1-B前 廊下	2009	8858		一年代表
8	校舎棟	4階 第二理科室室内	2006	67190		理科主任
9	校舎棟	4階 第一理科室室内	2007	5422		理科主任
10	校舎棟	3階 コンピューター室前	2009	8917		技術科主任
11	校舎棟	3階 少人数前 廊下	2010	22300		二年代表
12	校舎棟	3階 3C前 廊下	2006	67197		二年代表
13	校舎棟	3階 被服室内	2006	67212		家庭科主任
14	校舎棟	3階 調理室内	2006	67195		家庭科主任
15	校舎棟	3階 調理準備室内	2013	8970		家庭科主任
16	校舎棟	2階 若葉内	2006	67069		特支代表
17	校舎棟	2階 若葉準備室内	2013	8985		特支代表
18	校舎棟	2階 美術室内	2013	8937		美術科主任
19	校舎棟	2階 3B前 廊下	2012	198402		三年代表
20	校舎棟	2階 印刷室前	2006	67241		教頭
21	校舎棟	2階 職員室前	2009	8864		教頭
22	校舎棟	2階 職員室内	2006	67098		教頭
23	校舎棟	2階 職員室内	2006	67217		教頭
24	校舎棟	1階 業務員室前	2005	62995		業務
25	校舎棟	1階 業務員室内	2009	8859		業務
26	校舎棟	1階 事務室内	2005	63639	H25.1	事務主事
27	校舎棟	1階 保健室内	2005	62981	H25.1	養護教諭
28	校舎棟	1階 保健室前	2005	62991		養護教諭
29	校舎棟	1階 支援1教室前	2014	399709		相談CD
30	校舎棟	1階 木工室内	2005	63545	H24.7	技術科主任
31	校舎棟	1階 金工準備室	2005	62997	H24.7	技術科主任
32	校舎棟	職員玄関	2010	509777		―――
33	校舎棟	職員玄関	2007	5423		―――
34	校舎棟	職員玄関	2013	8978		―――
35	校舎棟	職員玄関	2010	510060		―――

36	体育館	体育館ホール	2013	8939		体育科主任
37	体育館	体育館内	2009	8975		体育科主任
38	体育館	体育館内	2013	8973		体育科主任
39	体育館	体育館2階	2007	5373		体育科主任
40	外部	防災倉庫	2010	22281		業務
41	外部	屋外石油庫外壁	2010	114842		業務
42	外部	屋外キュービクル柵内	2005	62980	H23.2	業務
43	外部	屋外LPG置場外壁箱内	2010	510408		業務
	校舎棟	2階 職員室 予備	2010	114942	H23.2	教頭
	校舎棟	2階 職員室 予備	2009	8855		教頭
44	プール	プール機械室前(外)	2005	157042		水泳部顧問
45	プール	プール事務所 女子トイレ前	2005	56302		水泳部顧問
46	校舎棟	1階 C棟トイレ	2007	5413		業務
47	校舎棟	2階 C棟トイレ	2007	5438		三年代表
48	校舎棟	3階 C棟トイレ	2007	5406		二年代表
49	校舎棟	4階 C棟トイレ	2007	5355		一年代表
	校舎棟	1階 小会議室	2012	199132		教頭
	新棟	新棟廊下南	2012	433850		英語科主任
	新棟	新棟廊下北	2012	433875		数学科主任

### 5-1-2 消火栓



校内に 16 箇所あります。こちらはレバーをひねると水が出ます。

使用するときにはホースを伸ばさないと水は充分出ません。

カバーをあけてレバーだけをひねりホースをぬらしてしまったことがあります。ホースはぬれたままにするとだめになってしまうので乾かしてからしまいます。

### 5-1-3 火災報知器



火災を知らせるためのボタンです。押すと全館でベルが鳴ります。押された場所は職員室で関知できます。

火災報知機を復旧させた後、火災復旧ボタンを定位置に戻す。火災報知機が復旧されていないときは、ベル音が止まらない。

A 棟階段下の消火用ポンプの停止も忘れずに

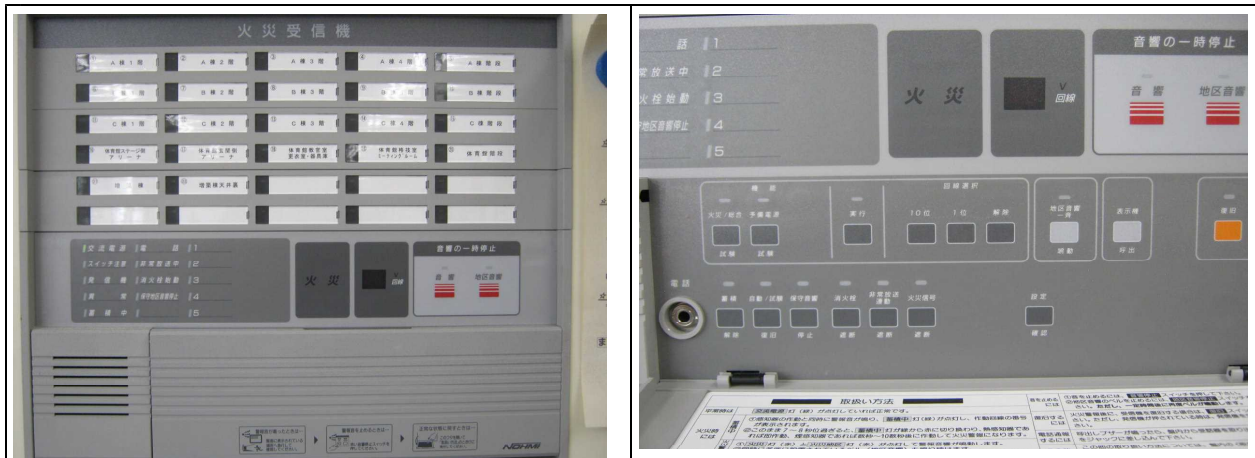
## 非常ベルが発報したら



<p>生徒への避難指示(教頭)</p> <p>校庭へ避難させる。発報場所によって通行不可な場所を指示する。</p>	<p>現場確認(2名)</p> <p>発報した場所に駆けつける。1名は現場対応、もうひとりとは状況報告のために職員室に戻る。 携帯電話持参</p>	<p>外部との連絡 (教頭)</p> <p>ALSOC 045-313-3826 逗子消防署 871-4325</p>
-----------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------

### 誤報の場合

- ① ALSOC へ誤報の連絡をする。 045-313-3826
- ② 発報した非常ベルのボタンを復旧する。
- ③ 右端のオレンジ色の復旧ボタンを押す。
- ④ A 棟 1 階階段下ポンプ室の消火ポンプを停止する。
- ⑤ A 棟正面のキュービクル (低圧電灯盤) の復旧ボタンを押す



<p>ボタンを押した場所のランプが点きます</p>	<p>ベルを止めるときは赤ボタン 復旧するときには オレンジのボタンを押します</p>
---------------------------	-------------------------------------------------

### 5-1-4 防火シャッター



A 棟と B 棟ではシャッター C 棟では扉がついています。シャッター付近で煙を感知すると自動的に閉まります。どこが閉まったかは事務室でわかるようになっています。

※ A 棟では湿気のせいでセンサーを取り外して運用しています。

■①防火扉が閉まると赤いランプがつく→場所の確認

②防火扉の復旧

扉を元の位置に戻し、カチッと音のするまでそっと抑える。

■①シャッターが降りると緑のランプがつく→場所の確認

②シャッターの復旧

天井の輪を引っ張る（輪を引くための棒は職員室の職員名札の左の柱に 2 本立てかけてある）

校門のシャッターの鍵を使う（教頭の机の引出しの中、マスターキーと一緒に付いている）

### 5-1-5非常用通報装置



非常通報装置受信機



非常通報装置発信器



# 防犯ブザーが発報したとき



生徒へ指示(教頭)	現場確認(2人)	外部との連絡(教頭)
不審者が侵入した場合 「〇〇(不審者を指す)が△△付近に侵入しました。先生方、生徒のみなさん、注意してください。」	発報した場所に駆けつける (1人は現場で対応。もう1人は状況報告のため職員室に戻ってくる。携帯持参。)	総合警備保障 (046-873-4564) 逗子警察署 (046-871-0110)

※〇〇の部分は、職員室BOXに貼り、時期に応じ、変更する。

不審者カードがある場所(カッコ内の番号は登録番号)

4階	B棟廊下2Aと2B教室の間(4)
3階	B棟廊下1Bと1C教室の間(3)
2階	職員室(2)・若葉[支援4](8)
1階	事務室(1)・保健室(5)・B棟昇降口(6)・C棟昇降口(7)
	山小屋[支援教室2](10)・体育館入り口付近(11)

※(9)はなし。



ここにあります！



設置場所	保健室 (4)	前のドア右	電気のスイッチの上	廊下側ドア左	絵の左側
	木工室 (2)	校庭へ出るドア近くの柱			
	体育館 (10)	ステージ	電気のスイッチの上		
	PC室 (11)	ドア左右のスイッチの上			
	図書室 (9)	図書室前の柱			
	昇降口 (4)				

☆非常通報システムが鳴った時は、場所を確認し、二人以上で現場に急行し、一人は職員室に報告に戻る。



山小屋（支援2）（10）  
ドアの横



保健室（5）  
窓近くの壁（小会議室側）の  
ケースの陰



B棟昇降口（6）  
B棟渡りの柱のところ



C棟昇降口（7）  
1年下駄箱の脇の柱



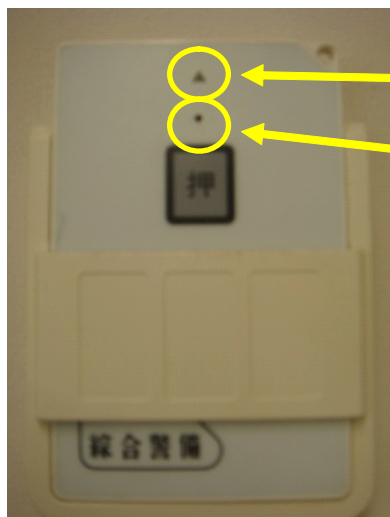
B棟3階、4階廊下（3）（4）  
B棟非常ベルの横



体育館（11）  
中の入り口の横

【解除方法】


押されたブザーの場所に行くときに、シャーペンなどの先のとがったものを必ず持って行く。  
その場では鳴っていないが、赤いランプが点灯しているので、解除ボタンを細いもので押す。  
職員室の警報が止まる。




赤いランプが点くところ

この穴を細いものでつついて押すと、職員室の警報が止まる。


### 5-1-6MCA無線機

	<p>電話が通じないときでも市内の公共機関等には連絡が取れる無線機です。1対1や1対多の通信ができます。 東日本大震災の時に活躍しました。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------

### 5-1-7防災行政無線受信機

	<p>毎日5時に鳴るチャイムに使われています。雨や風がひどいときはこれが聞こえないので室内に取り付けました。</p>
------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

### 5-1-8防災倉庫

	<p>とりあえず校舎棟に2台あります。 共同グラウンドに2台あります。内容物は別添します、</p>
-------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------

### 5-1-9 非常用飲料水タンク



飲料水のタンクです。400ℓはあります。  
水が古くなるのでどんどん使ってください。  
校庭と 共同グラウンドにそれぞれ 1カ所  
ずつあります。

### 5-1-10 イエデンワ



PHS 電話機です。市内の校長や教頭や教  
育委員会にダイレクトに電話できます。  
電池で稼働します。

### 5-1-11 さすまた



学校に不審者が入ってきたときに押し出  
すための用具です。相手の手に渡ってしま  
うと振り回されて危険な場合があります。  
す。

## 5-2防災用具等の整備

- 医薬品、携帯ラジオ、メガホン、懐中電灯は職員室前の棚に保管する。
- 地区別名簿は職員室前の電話の横に置き、緊急連絡網とともに緊急時に迅速な人員把握および連絡ができるようにする。

## 5-3 通報の台本

### ○ 不審者 110 番通報

「こちらは逗子市立久木中学校です。不審者が侵入してあばれています。

緊急出動をお願いします。」

「住所は・・・逗子市久木 7-2-1

電話番号は・・・046-873-2058 です。」

### ○ 119 番通報 火災

119 番に電話する。

「火災です。」

「こちらは逗子市立久木中学校です。調理室より出火しました。

至急出動をお願いします。」

「住所は・・・逗子市久木 7-2-1

電話番号は・・・046-873-2058 です。」

### ○ 119 番通報 救急

「救急車の出動をお願いします。」

「こちらは逗子市立久木中学校です。不審者が侵入し、教員（生徒）が刃物できられけがをしました。至急出動をお願いします。」

## 6 防災教育

生徒への防災教育

### ア 避難訓練の実施

火災・震災・津波等の災害時に、生徒の人命と安全を確保するため、計画的、実践的な年間 3 回の避難訓練を実施する。

イ 総合的な学習における福祉防災教育をはじめ、各教科や学級活動、体験活動を通じて、防災に対する意識と知識を身につけさせる。

ウ 総合的な学習および保健体育科において、応急措置に関する知識や基礎的・基本的技能習得のための指導をおこなう。

## 7 教職員研修

非常時、災害時にそなえ、教職員に研修を行い、非常装置、警報ベル等の使用方法について周知する。



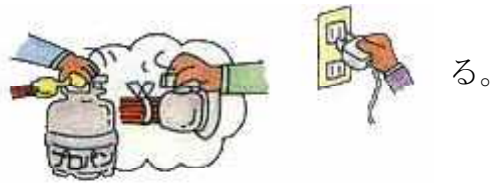
## 8 防災教育資料

### ■避難するときは

#### [避難の心得 10 か条]

1.避難する前に、もう一度火元を確かめ、ガスの元栓を締め、電気のブレーカーを切る

2.各自が生徒手帳、防災カードを身につけ



る。

3.ヘルメットや防災ずきん、  
身近にあるクッション等で頭を保護。

4.荷物は最小限に。

5.外出中の家族には連絡メモ



を。

6.避難は徒歩で。車は厳禁。

7.高齢者や子どもの手はしっかり握って。

8.近所の人たちと集団で、まず決められた集合



場所に。

9.狭い道、塀ぎわ、川べりなどは避けて避難。

10.避難はできるだけ指定された避難所



へ。